

<安心こども基金を活用して実施>

事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援(=親子関係再構築支援)は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。

事業の概要

① 親子関係再構築支援員の配置

親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。

② 親子関係再構築支援

カウンセリング 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。

家族療法・保護者支援プログラム こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。

ファミリーグループカンファレンス こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。

宿泊型 離れて生活する親子に対して、宿泊等をしながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。

スーパーバイズ 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。

③ 保護者支援プログラム等資格取得支援事業

児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る。

④ 親子関係再構築民間団体育成事業

保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 ①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり
①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円

【補助率】 国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

